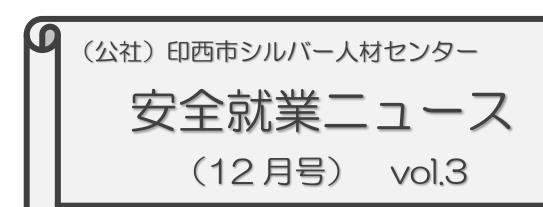
発行日: 2021年12月20日



剪定班の安全就業会議を開催(11月19日)

全国のシルバー人材センターで起きている事故のかなりの部分を<u>除草と剪定</u>が占めており、当センターでも就業中の重大傷害事故や死亡事故が発生しております。

このような状況を踏まえ、当センターでは今般安全就業に関するルールの明確化と周知 徹底を行うべく≪安全就業のしおり≫≪作業別安全基準≫≪作業前点呼記録簿≫の見直し を行うと共に、これらを活用して安全就業の重要性について再認識してもらうことを 目的に、剪定および除草業務に従事する会員向けの安全会議を過日開催しました。

これからも最低でも毎年1度は同様の会議を開催して、ルールの周知徹底と安全意識の 醸成に努めていく所存ですので、会員各位のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

一方シルバー人材センターが公益法人として行政当局より様々な支援を受けて事業を行っていることはご承知のとおりですが、それだけに就業中の事故や、市民からの苦情等が頻発するようなことがあれば、当センターを信頼してご支援頂いている関係機関にも多大なご迷惑をお掛けすることとなってしまいます。

従って、このような事態とならないよう、会員の皆様には今般改定した「安全就業のしおり」等を熟読の上、安全就業に対する認識を新たにして頂くと共に、当センターは様々な支援を受けながら公益性の高い事業を行っているということも忘れずに就業して頂きますようお願い致します。

事故事例の紹介

今回は他センターで起こった2つのケースを紹介致します。

1 例目は<u>ルールを守り</u>適切な<u>保護具を装着</u>していれば防げた(軽減できた)かもしれないケースで、2 例目は"<u>慣れによるついうっかり</u>"というケースです。いずれも当センターでも起こり得る事故であり参考にしてください。

【一例目】

(状況) 12尺の三脚を使用して松の剪定中、コンクリートの地面に転落、頭部を強 打して死亡

(原因) 安全帽と安全帯は未装着

(当該センターの再発防止策) 就業前にヘルメット、安全帯、三脚類の固定状態を チェックシートでチェックする。

(当センターのルール)下記のように定めております。(抜粋)

① "安全就業基準"

第5条『会員は、作業内容によっては、<u>保護帽(ヘルメット)もしくは帽子を着用</u>し、必要に応じて安全帯を使用すること。』

- ② "作業別安全就業基準(植木1)"
 - **②脚立使用作業 3及び4** 「脚立は、滑ったり傾いたりしないように据え付け、かつ開き止めを確実にかけること。」「無理な姿勢で作業を行わないこと。」
 - **b樹上での作業 1** では「地上より 1.5m 以上の樹上での作業をする場合は、安全帯及び保護帽(ヘルメット)を着用すること |
- ③ "点呼記録簿 (就業時の確認点呼)"

帽子・保護帽(ヘルメット)・無理しない等、安全就業基準に記載されている 10 項目 の確認事項が設けられています。

【二例目】

- (状況) 給食センター出荷エリアのプラットホームから階段を伝って床面に降りる際、 階段から左足を踏み外し床に転倒し、足首及び踝を骨折した。
- (原因)「慣れた手も 緩んだ気持ちが事故招く」 常時使う階段とはいえ、足元の確認を怠ったのが原因

(当該センターの再発防止策) 気を緩めず仕事することへの意識づけ。

(当センターのルール) "安全就業基準" 第3条(1)において『作業は、安全第一を 心掛け、急いだり慌てたりしないこと。』と定められております。

ルールを守って安全の意識を高めて元気に就業してまいりましょう!